

令和6年度

むすび丸春日パーキングエリア・市町村地場産品展示即売会試行要領

令和6年3月19日制定

令和6年9月24日改正

1 催事名

令和6年度 むすび丸春日パーキングエリア・市町村地場産品展示即売会(試行)

2 目的

○ 三陸自動車道・むすび丸春日パーキングエリア(以下「PA」といいます。)をご利用のお客様に、宮城県の特色ある産品の魅力を紹介・発信し、県内市町村の地域振興へ寄与するもの。

また、当イベントを通じて県内市町村とのつながりを深め、公社事業へのご理解とご協力をお願いするとともに、PA運営の一層の充実とPA施設の活用を図るもの。

3 試行理由

○展示即売会は、令和4年度に次いで実施するものであるが、今回初めて通年実施を行うことから、通年実施による課題の発見及び実施市町村の御意見等、今後の実施の検討に必要な情報を収集する必要があることから試行とするもの。

4 主催・後援

- (1) 主催：宮城県道路公社
- (2) 後援：宮城県

5 実施場所及び出店可能団体数

上り線 地域PRコーナー 1団体

6 申込期間並びに実施期間

次の実施期間を設定します。

	申込期限 申込開始：3月25日(月)から ※1-1～1-3	実施期間 ※2
第1回	4月26日(金)まで	5月17日(金)～19日(日)
第2回	5月17日(金)まで	6月7日(金)～9日(日)
第3回		6月21日(金)～23日(日)
第4回	6月21日(金)まで	7月5日(金)～7日(日)
第5回		7月19日(金)～21日(日)
第6回	8月17日(金)まで	9月6日(金)～8日(日)

第7回		9月20日(金)～22日(日)
第8回	<u>締切(出店者決定)</u>	10月4日(金)～6日(日)
第9回	<u>10月4日(金)まで</u>	10月18日(金)～20日(日)
第10回	<u>締切(出店者決定)</u>	11月1日(金)～3日(日)
第11回	<u>11月1日(金)まで</u>	11月15日(金)～17日(日)
第12回	<u>11月22日(金)まで</u>	12月6日(金)～8日(日)
第13回	<u>12月6日(金)まで</u>	12月20日(金)～22日(日)
第14回	<u>12月28日(木)まで</u>	1月17日(金)～19日(日)
第15回	<u>1月24日(金)まで</u>	2月7日(金)～9日(日)
第16回	<u>2月7日(金)まで</u>	2月21日(金)～23日(日)
第17回	<u>2月21日(金)まで</u>	3月7日(金)～9日(日)
第18回	<u>3月7日(金)まで</u>	3月21日(金)～23日(日)

※1-1 各実施期間への出店割り当ては、原則として先着順で決定します。そのため、各実施期間の申込期限前に締め切ることがあります。

※1-2 ①恐れ入りますが、各自治体様1回限りのお申し込みとさせていただきます。
ただし、お申し込みいただいた期間が全て他の実施団体で埋まっている場合等に限り再度のお申し込みが可能です。その場合、こちらから連絡を差し上げます。

②お申し込みの際に第1希望から第4希望期間までご入力いただきますが、出店はそのうち1期間のみとなります。詳しくは9(2)をご参照ください。

※1-3 申込及び決定状況は、次に示す公社ホームページの自治体物販ページ(トップページからはアクセスできません。)からお願いします。

<https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/buppan2024.html>

※2 原則として、①金土日3日間又は②期間中の連続する2日間(「金土」又は「土日」のいずれかに限ります。お申し込みの際、2日間である旨ご連絡ください。)ご出店いただきますが、実施団体は変更しないまま、日ごとに委託先出店者(実施団体が県又は複数市町村による場合は、出店市町村)を変更することは差し支えありません。

7 営業時間

準備・片付けを含め 午前9時から午後3時まで

※午前9時から準備を開始し、準備が完了次第営業を開始してください。

※販売商品がなくなった場合は、終了時間前であっても終了できます。

※午後3時までには片付けを完了してください。

※災害及び荒天並びに通行止め等の通行規制により営業が困難な場合は、時間途中であっても営業を終了できるものとします。

8 実施団体

当即売会に参加し、地場製品の販売等を実施できる団体(以下「実施団体」といいます。)は、県及び市町村(単独、複数で1団体)とします。

(注) 実施団体は、運営責任者を実施団体に所属する職員から選任してください。なお複数市町村で実施する際は、当該市町村間で調整してください。

なお、実施期間中、運営責任者は現場に立会い、展示即売会の運営・管理指導に当たっていただきますが、運営責任者が立ち会えない場合は、①実施団体又は構成自治体に所属する他の職員を運営責任者の代理として立ち会わせる、又は②市町村観光協会等の観光関連団体又は市町村が出資する法人に運営管理者の事務を委託することができるものとします(運営責任者及び事務の委託については、18遵守事項(1)をご参照ください。)。

9 出店手続

(1)出店スケジュール

日程等	手続内容
申込期間内	次のURLへアクセスし、指定された情報を入力し、送信してください。 URL https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/buppan2024.html
申込後数日	①申込者へ出店の可否について電子メールで通知します。 ②出店可の場合、上記URLで公開している申込関係書類をダウンロードし、必要事項を入力の上、①のメールアドレスあて申込関係書類を添付のうえ送信してください。
参加当日 午前9時から	管理事務所へ連絡後、商品・什器搬入 セッティング完了後 営業開始
参加当日 午後3時まで	営業終了 商品・什器片付け 原状回復後、管理事務所へ連絡
参加した月の翌月末まで	展示即売会に係る売上額表、販売状況写真及びアンケートを電子メールで提出してください。

(2)申込についての留意事項

- ① 1回の申込で、第1希望から第4希望まで、4つの期間について申込ができます。
- ② 期間の決定は、希望順に期間が空いているかを確認して決定します。希望した期間が複数空いている場合は、空いている期間のうち希望順が最も高い期間で決定します。
- ③ 同日応募者多数の場合は、最も早く申し込んだ方を優先し出店者を決定します。
- ④ 締め切りを過ぎてもどなたも希望されない期間があった場合又は出店キャンセルが生じた場合は、①一度お申し込みいただいたものの希望期間が埋まり出店が叶わなかった自治体様、②一度ご出店いただいた自治体様へ、参加のお願いについてご連絡を差し上げる場合があります。

10 会場使用料

無料とします。

11 公社貸与備品

1 団体につき

- (1) 折りたたみテーブル(180cm×45cm) 8台
- (2) 折りたたみ椅子 8脚

12 持込禁止備品・什器等

(1) 持込禁止備品・什器等

- ① 発電機
- ② プロパンガス並びにガソリン及び灯油等の燃料
- ③ 石油、電気又はガスを使用する全ての器具(レジスター・ノートパソコンを除く。)
- ④ その他主催者が持込まないように指示した什器等

(2) 持込み数量に制限を設けるもの

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① レジスター | 1台まで |
| ② ノートパソコン | 1台まで |
| ③ のぼり旗・のぼりポール・のぼりスタンド | 2セットまで |
| ④ 自立式看板(イーゼル型) | 2セットまで |
| ⑤ その他主催者が指示した什器等 | 主催者が指示した数量まで |

13 PAに設置されている電気・水道・ガスの利用

上り線 電気：可 水道：不可 ガス：不可

※利用できる電気は、主催者が指定する場所(コンセント又は分電盤)からの利用に限ります。

14 展示・即売物

(1)下記(2)に示す要件を満たした次に掲げる商品のうち、事前に届け出た商品に限ります。

イ 食品

- (イ) 野菜(カットされたものも可)、果物(カットされたものを除く。)
- (ロ) 缶詰、瓶詰
- (ハ) 乾物
- (ニ) 上記のほか、加工後包装され、常温保存が可能なもの。

ロ 食品以外

- (イ) 花卉
- (ロ) 宮城県伝統的工芸品
- (ハ) 市町村PRキャラクター商品

(二) 上記のほか、市町村が推奨する認定品等

(2) 展示・即売物の要件

イ 販売する商品は次の条件を全て満たしたものに限りします。

(イ) 各実施団体が管轄する地域で生産若しくは製造の最終工程が行われたもの、又は各実施主体(市町村等)が管轄する地域の事業者等が企画し、当該地域で生産された原料を使用して製造されたもの。

(ロ) 食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他法令に定める規定に違反していないもの。

(ハ) 品目、原材料、アレルギー、内容量、消費期限、保存方法、製造者が明記されたシールが添付されたもの。

(ニ) 宮城県伝統的工芸品及び市町村PRキャラクター商品は、各実施主体(市町村等)が管轄する地域に関連する商品であること。

ロ 上記イを満たしていても販売できない商品は次のとおりとします。

(イ) 冷凍品・冷蔵品等、常温での保管ができない商品(例：魚介類、肉加工品等)

(ロ) (野菜・果物・花卉を除く)包装されていない商品(食べ歩き品等)

(ハ) 弁当類

(ニ) 会場にて飲食を目的として提供される商品

(ホ) 酒類

(ヘ) 刃物又は鋭利なデザインを持つ工芸品等、使用方法により又は偶発的に人へ危害を与える恐れのある商品

(ト) 動物、昆虫等の生物

(チ) 販売商品として事前に届出のない商品

(リ) その他、主催者が販売しないよう指示した商品

15 休憩室

ありません。ただし、実施団体の着ぐるみ控室が必要な場合は、倉庫を開放します。

16 駐車場

公社が指定する駐車場に、指定する台数駐車できます。

17 各種感染症感染拡大予防対策

(1) 体調不良の方は、参加をお控えください。

(2) 当日参加する全ての方は、必ずマスクを着用し、手洗い・手指消毒を徹底してください。

(3) 現金の受渡しは、トレーを使用するなど、手渡しを控えてください。

(4) マスク及びお客様向けアルコール消毒薬、金銭受渡しトレー等は、各実施団体でご持参ください。

- (5) 試食・試飲は、感染拡大・食中毒防止の観点から、行わないでください。
- (6) 実施団体は、商品陳列テーブルや実施場所の衛生管理を徹底してください。

18 遵守事項

実施にあたっては、以下の条件を遵守してください。

- (1) 実施主体となる団体等は、運営責任者を実施団体内(団体の主体が県である場合は、県の職員、市町村である場合には市町村の職員)から選任し、次の役割を担わせてください。
 - ① 公社との連絡窓口
 - ② 本展示即売会の運営全般に対する管理指導
 - ③ 観光・イベント等の地域PRの推進

ただし、実施期間の一部又は全部において、運営責任者が上記の事務を行うことが困難と見込まれる場合は、あらかじめ、次のいずれかで対応する旨を届け出てください。

ア 実施団体又は構成自治体に所属する他の職員が運営責任者を代理する。

イ 市町村観光協会等の観光関連団体、観光地域づくり法人(DMO)又は市町村が出資する法人(出資額、出資割合は不問)へ運営責任者の事務を委託する。
- (2) 本展示即売会は、公社ホームページなどを通じて、全国のお客様へ事前に告知をすることから、原則として、公社による中止、新型感染症拡大に伴う移動自粛措置、荒天・災害その他のやむを得ない場合を除き、原則として出店の取りやめは行わないでください。
- (3) 本展示即売会は、PAを御利用のお客様に対し、県の特色ある商品の魅力を紹介・発信する目的で開催するもので、単なる販売の場の提供ではありません。本展示即売会の趣旨を御理解のうえ、商品選定を行ってください。
- (4) 本展示即売会に従事する方は、実施団体がわかる身分証明書等を首からぶら下げる等の方法で明示してください。
- (5) 次の事項をお守りいただけない場合、販売を中止いただく場合があります。
 - ① 指定された実施区域を厳守してください。区域をはみ出しての備品等は設置しないでください。
 - ② 販売商品については、上記14展示・即売物の規定を厳守してください。
 - ③ 上記17各種感染症感染拡大予防対策を講じてください。
 - ④ 出店にあたっては、商品の衛生管理を徹底してください。
 - ⑤ ご来場のお客様の妨げにならないよう十分配慮してください。特に、ラック・のぼり旗・自立式看板の設置にあたっては、通路等の妨げにならないよう、また、倒れてお客様へ損害を与えないよう紐等で固定するなどの注意をお願いします。
 - ⑥ 呼び込み行為は行わないでください。ただし、屋外広場で販売を実施する場合、自販売エリアからの声がけは認めることとします。
 - ⑦ 音響機器を用いて音楽・マイクアナウンスを流すこと、楽器の演奏及び歌唱は禁止します。
 - ⑧ 壁面、柱、窓へのポスター等の貼付けは認めません。ただし、貸与テーブルへの貼

付けは認めるものとします。

- ⑨ 使用済の段ボール箱、部材並びにゴミは、必ずお持ち帰りください。また、販売時においても、常にダンボール等をまとめ紐で結んでおく、ゴミを袋に入れるなど、お客様の目から見て不快な状態にならないようご配慮ください。
- ⑩ 会場・貸出備品を汚損しないようご注意ください。汚損した場合は現状復旧いただくようお願いします。
- ⑪ 販売商品や持ち込み備品・什器の事前のお預かり、留置き保管は行っておりませんので、販売日当日に搬入し、閉店時に撤去してください。
- ⑫ 食品販売に係る法令等に基づく許可・届出等が必要な場合は、実施団体の責任において確実に手続きを実施してください。また、法令に違反する行為は決して行わないでください。
- ⑬ 販売商品並びにその他の事項についてお客様等から苦情を受けた場合は、実施団体の責任において誠意を持って直ちに対応してください。
- ⑭ その他、主催者が指示する事項をお守りください。

19 免責事項

次のとおり免責事項を定めます。なお、免責事項に同意頂けない方のお申込はご遠慮いただきます。

- (1) 主催者が天候、災害、通行止め等の諸事情により本展示即売会の開催を中止又は時間を短縮した場合、これに起因する費用等の補償は致しません。
- (2) 即売会開催期間内において発生した事故や怪我、病気及び食中毒等について、公社の重大な過失が明白な場合を除き、一切の責任を負いません。
- (3) 盗難等防止のため、現金・商品等の管理は、実施団体の責任において管理されますようお願いします。盗難・紛失・破損等についての一切の責任は負いません。
- (4) 本展示即売会へ参加するにあたって準備・片付け並びに往路・帰路等移動途中の事故に対しても責任を負いません。

20 その他

本展示即売会に係るご連絡・お問い合わせは次のとおりです。

- (1) 出店等に係るご連絡・お問い合わせ先

宮城県道路公社 総務部 営業管理課 植村

電話：022-263-0567 (午前9時30分から午後6時まで 平日のみ)

FAX 022-262-8202

メール：buppan@miyagi-dourokousha.or.jp

- (2) PA施設に関する事項、事故発生等のご連絡

宮城県道路公社 仙台松島道路管理事務所

電話：022-353-3957 (午前8時30分から午後5時まで 土日祝日対応)

注 意 事 項

出店者は、次の事項を必ずお守りください。

場所・時間	◆ 指定区域以外の場所に出店・のぼり等の設置をしないこと。 ◆ 指定区域の使用時間を守る（準備と後片付けを含めて午前9時から午後3時まで）。ただし、販売商品がなくなった場合は、時間内でも閉店してよい。
販売可能な商品	◆ 実施要領での条件を満たし、事前に販売商品として届け出た商品に限る。 ◆ 次の商品は決して販売しないこと。 (イ) 冷凍品・冷蔵品等、常温での保管ができない商品（例：魚介類、肉加工品等） (ロ) （野菜・果物・花卉を除く）包装されていない商品（食べ歩き品等） (ハ) 弁当類 (ニ) 会場にて飲食を目的として提供される商品 (ホ) 酒類 (ヘ) 刃物又は鋭利なデザインを持つ工芸品等、使用方法により又は偶発的に人へ危害を与える恐れのある商品 (ト) 動物、昆虫等の生物 (チ) 販売商品として事前に届出のない商品
搬入／搬出 車両駐車場	◆ 公社が指定した搬入・搬出場所を使用すること。 ◆ 搬入・搬出時は管理事務所(022-353-3957)に連絡すること。連絡に基づき、倉庫鍵及びコンセント鍵の解錠・施錠を行う。
販売方法等	◆ 呼び込み行為は行わないこと（ただし、屋外広場出店者を除く） ◆ ラジカセ等により音楽を流すこと並びに楽器の演奏・歌唱をしないこと。
ごみ処理	◆ ごみは必ず持ち帰ること。お客様の目に触れる場所にはごみ等を放置しないこと。 ◆ 即売会終了後は指定区域の清掃を行うこと。
売上報告 アンケート提出	◆ 指定様式により終了翌月末日までに、売上報告・即売会状況写真及びアンケートを提出のこと。
禁止事項	◆ 試食・試飲は禁止。 ◆ 壁面や柱へのポスター等貼付は禁止。ただし、貸与テーブルへの貼付は可。 ◆ 持込み禁止備品は、レジスター（1台まで）及びノートパソコン（1台まで）を除く全ての電化製品、石油・ガス等の燃料、石油・ガスを使用する器具とする。 ◆ 持込み数量制限備品は、レジスター及びノートパソコン（それぞれ1台まで）並びにのぼり旗（ポール・スタンド含む）及び自立型看板（イーゼル型）（それぞれ2セットまで）とする。
その他	◆ 販売商品・持込み備品は一日ごとに全て持ち帰ること。 ◆ 公社貸出備品・公社施設を汚損した場合は、弁償・現状復旧すること。 ◆ 荒天、災害、事故等の通行止めに伴い、主催者が出店を取りやめるよう指示する場合があるので留意のこと。

各種感染症対策	◆ 体調が悪い方は従事しないこと。 ◆ 参加する全ての者は、マスクを着用し、手洗い・手指消毒を徹底すること。 ◆ 現金のやり取りには、トレイを使用すること。 ◆ マスク、消毒用アルコール、トレイは出店者で持参のこと。 ◆ テーブルや実施区域内の衛生管理を徹底すること。
---------	--

手続きフロー

